

カジノ管理委員会第16回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年6月19日 14時00分～15時10分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、堀監督調査部長、住友監督総括課長（議事担当課）、笠松財務監督課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（カジノ事業者の従業者規制等関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ事業者の従業者規制等関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・確認制（下記、IR整備法第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百十八条参照）

（確認）

第百十四条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ業務（以下この節において「特定カジノ業務」という。）に従事させてはならない。ただし、第百五十八条第一項の確認を受けた者を、第一号（へに係る部分に限る。）に掲げる業務に従事させるときは、この限りでない。

一 次に掲げる事項の実施又は監督をする業務（第三号に掲げる業務を除く。）

イ カジノ行為を顧客との間で行い、又は顧客相互間で行わせる業務

ロ 第六十七条第二項の規定によるカジノ行為粗収益の集計

ハ 特定金融業務

ニ カジノ行為区画又は本人確認区画の監視

ホ 警備

へ カジノ関連機器等の保守又は修理その他の管理

二 次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）

- イ 内部監査
 - ロ 財務
 - ハ カジノ事業に係る顧客の勧誘又は管理
 - ニ 前号イからへまでに掲げる事項の実施若しくは監督をする業務又はこの号イからへまでに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事
- 三 次に掲げる業務を統括管理する業務
- イ 第六十八条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
 - ロ 第六十九条から第七十一条までの規定の遵守のために必要な業務
 - ハ 第七十三条第一項から第十項までの規定の遵守のために必要な業務
 - ニ 前節第四款の規定の遵守のために必要な業務
 - ホ 第九十三条から第九十六条まで、第九十九条及び第百条の規定の遵守のために必要な業務
 - へ 取引時確認等の措置等の的確な実施のために必要な業務
 - ト 第百六条第一項から第六項までの規定の遵守のために必要な業務
 - チ 第百八条第一項から第三項までの規定の遵守のために必要な業務
 - リ 第百十条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
 - ヌ 第百十一条第一項の措置の的確な実施のために必要な業務
 - ル この条、次条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十二条の規定の遵守のために必要な業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ業務の適正な実施の確保のために必要な業務としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(確認の申請)

第百十五条 カジノ事業者は、前条の確認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 当該確認を受けようとする雇用する者その他の者（以下この節において「申請対象者」という。）の氏名、住所及び生年月日
- 二 申請対象者に従事させようとする特定カジノ業務の種別（前条各号に掲げる業務の別並びに同条第一号に掲げる業務に係る同号イからへまでに掲げる事項の別、同条第二号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別、同条第三号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別及び同条第四号のカジノ管理委員会規則で定める業務の別をいう。第百十八条第一項において同じ。）

- 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請対象者が次条第二項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(確認の有効期間等)

第百十七条 第百十四条の確認の有効期間は、当該確認の日から起算して三年とする。

- 2 前項の有効期間の満了後引き続き第百十四条の確認を受けた特定カジノ業務に従事する者(以下この節及び第二百四条第七項において「確認特定カジノ業務従事者」という。)を当該特定カジノ業務に従事させようとするカジノ事業者は、当該確認の更新を受けなければならない。
- 3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。
- 4 前二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、前条第二項第一号中「第四十一条第二項第二号イ(1)、(2)」とあるのは、「第四十一条第二項第二号イ(2)」と読み替えるものとする。

(変更の承認等)

第百十八条 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者の従事する特定カジノ業務の種別の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会に申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- 5 カジノ事業者は、確認特定カジノ業務従事者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
- 一 特定カジノ業務に従事しなくなったとき。
 - 二 氏名又は住所の変更があったとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定めるとき。

・届出制（下記、第二百十一条参照）

(従業者の制限)

第二百十一条 カジノ事業者は、次に掲げる者をカジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事させてはならない。

- 一 十分な社会的信用を有する者でない者
- 二 第四十一条第二項第二号イ(1)、(5)、(7)若しくは(8)又は第百十六条第二項第二号に掲げる者のいずれかに該当する者

- 2 カジノ事業者は、その雇用する者その他の者をカジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事させたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
 - 一 従事させた者の氏名、住所及び生年月日
 - 二 従事させた者が従事する業務の内容
 - 三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項
- 3 カジノ事業者は、前項の規定による届出をする場合には、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 カジノ事業者は、第二項の規定により届出をした者について、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した書面により、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
 - 一 当該者がカジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事しなくなったとき。
 - 二 第二項各号に掲げる事項に変更があったとき。

・ 証明書の携帯義務（下記、第二百二十二条参照）

（証明書の携帯等）

第二百二十二条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ業務又はカジノ行為区画内関連業務に従事する者に、これらの業務に従事する者であることその他カジノ管理委員会規則で定める事項を証する証明書を携帯させなければ、当該者をその業務に従事させてはならない。

・ その他の従業者規制（下記、第三百三十四条、第三百三十五条、第三百五十八条、第三百六十五条参照）

（特定の業務に従事する者の確認）

第三百三十四条 カジノ施設供用事業者は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げるカジノ施設供用業務（次項及び次条において「特定カジノ施設供用業務」という。）に従事させてはならない。

- 一 次に掲げる事項の監督をする業務（次号に掲げる業務を除く。）
 - イ 内部監査
 - ロ 財務
 - ハ イ又はロに掲げる事項の監督をする業務に従事する者の人事
- 二 次に掲げる業務を統括管理する業務

イ 第三十二条第一項並びに前条第一項及び第二項の規定並びに同条第四項において準用する第九十六条、第九十九条及び第一百条の規定の遵守のために必要な業務

ロ この項の規定、次項において準用する第一百五十五条、第一百七十七条及び第一百八十八条の規定並びに次条の規定の遵守のために必要な業務

三 前二号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める業務

- 2 第一百五十五条から第二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(従業者の制限等)

第三十五条 カジノ施設供用事業者は、第二十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事させてはならない。

- 2 第二十一条第二項から第四項までの規定は、カジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）について準用する。

第五十八条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その雇用する者その他の者を、次に掲げる業務（第三項において「特定カジノ関連機器等製造業務等」という。）に従事させてはならない。

一 カジノ関連機器等の製造又はその保守若しくは修理その他の管理をする業務

二 カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与の監督又はその保守若しくは修理その他の管理の監督をする業務

- 3 第一百五十五条から第二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。）について、第二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定の業務に従事する者の確認)

第六十五条 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、試験事務に関して行われる次に掲げる業務（次項において「特定試験業務」という。）に従事させてはならない。

一 電磁的カジノ関連機器等の型式が第五十一条第三項第一号のカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合するかどうかの判定に関する業務

二 電磁的カジノ関連機器等の試験のための保管その他の管理又はその監督をする業務

- 2 第百十五条から第百二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(2) カジノ事業等の規制（カジノ事業免許、施設供用事業免許関係）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（カジノ事業免許、施設供用事業免許関係）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・ 免許申請手続（下記、第四十条参照）

（免許の申請）

第四十条 認定設置運営事業者は、前条の免許を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置
- 三 行おうとするカジノ行為の種類及び方法
- 四 カジノ施設の構造及び設備の概要
- 五 使用しようとするカジノ関連機器等の種別その他カジノ関連機器等に関しカジノ管理委員会規則で定める事項
- 六 申請者の役員の氏名又は名称及び住所
- 七 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（申請者が持株会社の子会社であるときは、当該持株会社の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者を含む。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 八 特定金融業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 九 カジノ行為区画内関連業務を行おうとするときは、その種別及び内容その他カジノ管理委員会規則で定める事項
- 十 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の氏名又は名称及び住所並びに当該施設土地権利者が法人であるときは、その代表者の氏名並びに役員の氏名又は名称及び住所
- 十一 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者の土地の所在及び面積並びに施設土地に関する権利の種別及び内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画（次条において「申請認定区域整備計画」という。）に記載された認定設置運営事業者であることを示す書面
- 二 当該申請に係る特定複合観光施設の名称及び所在地並びにその概要を記載した書類
- 三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 定款及び登記事項証明書
- 五 第五十三条第一項の業務方法書
- 六 第五十四条第一項のカジノ施設利用約款
- 七 第五十五条第一項の依存防止規程
- 八 第五十六条第一項の犯罪収益移転防止規程
- 九 貸借対照表
- 十 収支の見込みを記載した書類
- 十一 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 十二 当該申請に係る特定複合観光施設について認定施設供用事業者があるときは、当該申請に係るカジノ施設の使用の権原、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し当該認定施設供用事業者との合意内容を示す書面
- 十三 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者が法人であるときは、当該法人の定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）
- 十四 当該申請に係る特定複合観光施設区域の土地の登記事項証明書
- 十五 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

・ **免許付与（下記、第四十二条参照）**

（免許状等）

第四十二条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該免許に係るカジノ事業者の名称、カジノ施設の名称及び設置場所並びにカジノ行為区画の位置、カジノ行為の種類及び方法、カジノ施設の構造及び設備の概要並びに特定金融業務の実施の有無及びその種別その他カジノ管理委員会規則で定める事項を記載した免許状を交付しなければならない。

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許を与えないときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

・免許付与後の手続（下記、第四十三条、第四十五条～第四十八条参照）

（免許の有効期間等）

第四十三条 第三十九条の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ事業を行おうとするカジノ事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとするカジノ事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 第四十条（第一項第十一号並びに第二項第十一号及び第十三号を除く。）、第四十一条（第一項第四号、第五号及び第七号から第十号まで、第二項第一号イ及び第二号イ(1)並びに第三項を除く。）及び前条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第四十条第三項及び第四十一条第四項中「第二百二十四条の免許」とあるのは「第二百二十七条第二項の更新」と、同条第二項第四号中「第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第三百三十八条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。

（会社の合併）

第四十五条 カジノ事業者たる会社はその合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該合併後存続し、又は当該合併により設立された会社は、そのカジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

（会社の分割）

第四十六条 カジノ事業者たる会社が分割によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該分割についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該分割によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

（カジノ事業の譲渡）

第四十七条 カジノ事業者が譲渡によりカジノ事業の全部を承継させる場合において、あらかじめ当該譲渡についてカジノ管理委員会規則で定めるところによりカジノ管理委員会に申請してその承認を受けたときは、当該譲渡によりカジノ事業を承継した会社は、当該カジノ事業についてのカジノ事業者の地位を承継する。

(変更の承認等)

第四十八条 カジノ事業者は、次に掲げる事項の変更(第三号に掲げる事項にあつては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

- 一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置
- 二 カジノ行為の種類又は方法
- 三 カジノ施設の構造若しくは設備(当該カジノ施設についてカジノ施設供用事業者がある場合には、専らカジノ施設供用事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。)又はこれらの管理方法
- 四 役員
- 五 特定金融業務の実施の有無又は特定金融業務の種別若しくは内容その他特定金融業務に関するカジノ管理委員会規則で定める事項

5 カジノ事業者は、第一項のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更又はカジノ事業者の名称の変更その他のカジノ管理委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨をカジノ管理委員会に届け出なければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

・ **カジノ施設供用事業免許(下記、第二百五条、第二十七条、第二十九条、第三十条参照)**

(免許の申請)

第二百五条 認定施設供用事業者は、前条の免許を受けようとするときは、第四十条第一項第一号、第二号、第四号、第六号、第七号、第十号及び第十一号に掲げる事項並びにカジノ管理委員会規則で定める事項を記載した申請書をカジノ管理委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第四十条第二項第二号、第四号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号に掲げる書類
- 二 申請者が当該申請に係る認定区域整備計画(次条第二項第一号イにおいて「申請認定区域整備計画」という。)に記載された認定施設供用事業者であることを示す書面
- 三 次条第二項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 四 第三十条において準用する第五十三条第一項の業務方法書
- 五 当該申請に係るカジノ施設の使用の権原、管理する部分の別及びその方法その他当該カジノ施設の管理及び使用に関し認定設置運営事業者との合意内容を示す書面

六 前各号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める書類

(免許の有効期間等)

第二百二十七条 第二百二十四条の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して三年とする。

2 前項の有効期間の満了後引き続きカジノ施設供用事業を行おうとするカジノ施設供用事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとするカジノ施設供用事業者は、第一項の有効期間の満了の日前の期間でカジノ管理委員会規則で定める期間内に、カジノ管理委員会に申請をしなければならない。

4 第二百五条及び前条（第二項第一号イを除く。）の規定並びに第三十条において準用する第四十二条の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、第二百五条第一項中「、第十号及び第十一号」とあるのは「及び第十号」と、同条第二項第一号中「から第十一号まで、第十三号」とあるのは「、第十号」と、同条第三項及び前条第三項中「第三十九条の免許」とあるのは「第四十三条第二項の更新」と、同条第一項第一号中「から第五号まで、第七号及び第八号」とあるのは「及び第三号」と、同条第二項第二号イ中「(9)」とあるのは「(1)及び(9)」と、同項第四号中「第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可主要株主等でない」と、同項第五号中「第三十八条第二項において準用する第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する」とあるのは「認可施設土地権利者でない」と読み替えるものとする。

(変更の承認等)

第二百二十九条 カジノ施設供用事業者は、次に掲げる事項の変更（第二号に掲げる事項にあっては、カジノ管理委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ管理委員会の承認を受けなければならない。

一 カジノ施設のカジノ行為区画の位置

二 カジノ施設の構造若しくは設備（専らカジノ事業者が管理する部分に係る構造及び設備を除く。）又はこれらの管理方法

三 役員

(カジノ事業の免許に関する規定の準用)

第三十条 第四十一条第三項、第四十二条及び第四十九条から第五十一条までの規定は第二百二十四条の免許について、第四十五条から第四十七条まで、第四十八条第五項、第六項、第十一項及び第十二項、第五十二条、第五十三条（第一項第一号から第六号までを除く。）並びに第五十七条の規定はカジノ施設供用事業者が行うカジノ施設供用事業について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以上